（法第百五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類）

第六十八条　法第百五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第百五十条の規定による報告の徴収　当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二　法第百四十五条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三　法第百四十五条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第百五十一条の規定による命令又は法第百五十二条第一項の規定による取消し　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

（公示送達の方法）

第六十九条　［略］

別記様式第一（第八条第三項関係）

受付日	年　月　日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第26条第１項の規定により、次のとおり報告します。

年　月　日

殿

報告者の氏名又は名称

住所又は居所

１．　［略］

２．　［略］

３．報告事項

⑴　事態の概要（該当する□に印をつけること。）

発生日：［略］

発覚日：［略］

発生事案：［略］

発見者：［略］

規則第７条各号該当性：［略］

報告者に個人データの取扱いを委託した者（委託元）の有無：［略］

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：［略］

事実経過：

概要：

（法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類）

第二十七条　法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十六条の規定による報告の徴収　当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二　法第四十二条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三　法第四十二条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十七条の規定による命令又は法第五十八条第一項の規定による取消し　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

（公示送達の方法）

第二十八条　［同上］

別記様式第一（第六条の三第三項関係）

受付日	年　月　日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第22条の２第１項の規定により、次のとおり報告します。

年　月　日

殿

報告者の氏名又は名称

住所又は居所

１．　［同左］

２．　［同左］

３．報告事項

⑴　事態の概要（該当する□に印をつけること。）

発生日：［同左］

発覚日：［同左］

発生事案：［同左］

発見者：［同左］

規則第６条の２各号該当性：［同左］

報告者に個人データの取扱いを委託した者（委託元）の有無：［同左］

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：［同左］

事実経過：

概要：